

平成26年

目黒区教育委員会

第23回定例会会議録

(平成26年7月1日開催)

第23回目黒区教育委員会定例会会議録

開催年月日 平成26年7月1日

開催場所

教育委員会室

出席委員	目黒区教育委員会委員長	中山ひとみ
	目黒区教育委員会委員	木村肇
	目黒区教育委員会委員	岩田正之
	目黒区教育委員会委員	小村恵子
	目黒区教育委員会教育長	尾崎富雄

出席職員	教育次長	佐々木孝
	教育政策課長	手塚治彦
	学校運営課長	佐藤欣哉
	学校施設計画課長	照井美奈子
	教育指導課長	佐伯英徳
	教職員・教育活動課長	濱下正樹
	めぐろ学校サポートセンター長	千葉富美子
	統括指導主事	佐々木希久子
	統括指導主事	細田真司
	生涯学習課長	金元伸太郎
	八雲中央図書館長	大迫忠義

書記		鈴木敏由起
		山東隆博

(午前9時30分開会)

委員長 第23回目黒区教育委員会定例会を開会します。本日の欠席職員は学校統合推進課長です。署名委員は岩田委員です。
それでは、日程第1を議題とします。

(日程第1 目黒区実施計画の改定に伴う所管案について(報告事項))

説明員 (資料により説明)

委員長 この件についてご質問等ございますか。

委員 優先順位4の天井非構造部材落下防止対策ですが、前回と比較して金額が跳ね上がっています。上がった理由は何ですか。

説明員 工事内容が変更となっております。当初の工事内容は非構造部材の撤去でしたが、建築基準法施行令が改正され、天井材をはずして法的適合材を再設置することとなりました。そのことによるものです。

委員 優先順位6の通学路に設置する防犯カメラについてですが、事業内容の説明では交通安全対策の記載もあります。防犯上の抑止効果はわかりませんが、交通安全対策になるのですか。

説明員 防犯上の抑止効果が主ですが、通学路において、交通事故の安全対策も含めております。

委員 抑止力は良くわかりませんが、モニターをリアルタイムで点検することにより警察の事件捜査への活用など効果が上がると思います。防犯カメラの管理はどうなっているのですか。

説明員 防犯カメラの管理は教育委員会が行います。学校の外に5台配置しますが、映像を記録した上で一定期間で上書きをします。モニターについては予算上の観点から考えておりません。映像記録として考えています。

委員 防犯カメラがついているという抑止力にしかありません。子どもを危険から守るためには、子ども110番の家の機能の検証をしていただきたいと思います。

説明員 子ども110番の家については、今年度8月をめぐりに全戸調査を行い、その調査結果を元に施策を検討してまいります。

委員 優先順位5の特別支援教育の推進ですが、この3年間特別支援教室のモデル事業を行っています。その検証を行わなければならないと思いますが、その検証スケジュールと今回の実施計画との

スケジュールはどうリンクするのですか。

説明員 東京都から検証事項を示されており、それに基づいて現在検証しております。年間6回の特別支援教室実施委員会、年2回の実施検証委員会そして東京都の教育委員会が参加する評価委員会があり、それぞれ検証しており、都からは指導体制や指導内容について指摘されています。これと平行し特別支援教育推進計画の3次計画の検討委員会を立ち上げて検討しています。東京都では、モデル事業の成果報告、課題の検証をし、平成28年度に特別支援教室を全都で配置することとなっていますが、目黒区での計画は27年度からとなり、1年のタイムラグが生じます。その点をどうするのか検討してまいります。

委員 優先順位1の小学校校舎の改築ですが、築が昭和32年とあります。東山小学校以外に築50年を超えている学校がありますか。

説明員 昭和35年築の八雲小学校、昭和36年築の菅刈小学校が50年を超えています。大岡山小学校の耐力度調査の結果をまずは踏まえたいと考えています。

委員 優先順位4の天井非構造部材落下防止対策ですが、パーシモンホールの大ホールも行うこととなっており、安全対策として必要なことだとは思いますが、音響効果への影響はどのようなのでしょうか。

説明員 音響効果を保つよう調査を委託して実施します。

委員 優先順位6の通学路に設置する防犯カメラについてですが、リースですか。買取ですか。

説明員 防犯カメラは取り付けを含め、購入となります。東京都の補助金がリースでは対象外となります。なお、東京都の補助金のあり方が変更となった場合は改めて検討します。

委員長 その他ご質問等ございますか。

委員長 特にないようですので、この報告を受けました。
次に日程第2を議題とします。

(日程第2 平成26年度いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議の実施について(報告事項))

説明員 (資料により説明)

委員長 この件についてご質問等ございますか。

委員 子ども会議は話し合いが活発に行われるよう配慮し、とありま

すが、参加者を見ますと児童・生徒以外に学校長を含む教職員、学校評議員や地域教育懇談会の方、教育委員会事務局職員とあります。子どもがこれだけの人の前で活発に発言できるのですか。昨年の状況と合わせて説明してください。

説明員 子ども会議の形式は昨年と変わりありません。しかし、子ども会議全体が、保護者や地域の方々が参加できないと誤解を生んだ部分がありました。そこで、今回は全体会については保護者や地域の方々も参加でき、意見交流会については子どもが活発に意見交換が行われるよう、大人の参加者は必要最小限とすることを明記しました。昨年度の意見交流会については、司会を中学校の生徒が行いました。そのため、活発に行われたところとそうでなかったところがあります。ただし、話し合った内容を後日児童・生徒同士で評価を行ったので、成果を上げております。

委員 子ども会議の目的の記載ですが、(1)と(2)と2つあります。そして2つとも最後の部分、目的とする部分が同じです。そうであるのなら1つにまとめたほうが良いと思います。

説明員 委員のご指摘を受け、整理いたします。

委員 時間配分ですが、全体会の後に意見交流会を行い、その後全体会が行われます。全体会には保護者等が参加しますが、意見交流会には参加しません。その間はどのようにしているのですか。

説明員 意見交流会の時間では、廊下から児童・生徒の様子を見ていたり、大人同士の話し合いを開いたりすることが可能です。運営主体は学校ですので、今後どのようなことが考えられるか学校と相談してまいります。

委員 参加者の中に「その他教育長が認める者」とありますが、具体的に誰が想定されますか。

説明員 スクールカウンセラーやサポートセンターに配置しているスクールソーシャルワーカー、指導員を想定しています。

委員長 その他ご質問等ございますか。

委員長 特にないようですので、この報告を受けました。

委員長 以上で、本日の定例会を閉会します。

(午前10時8分閉会)